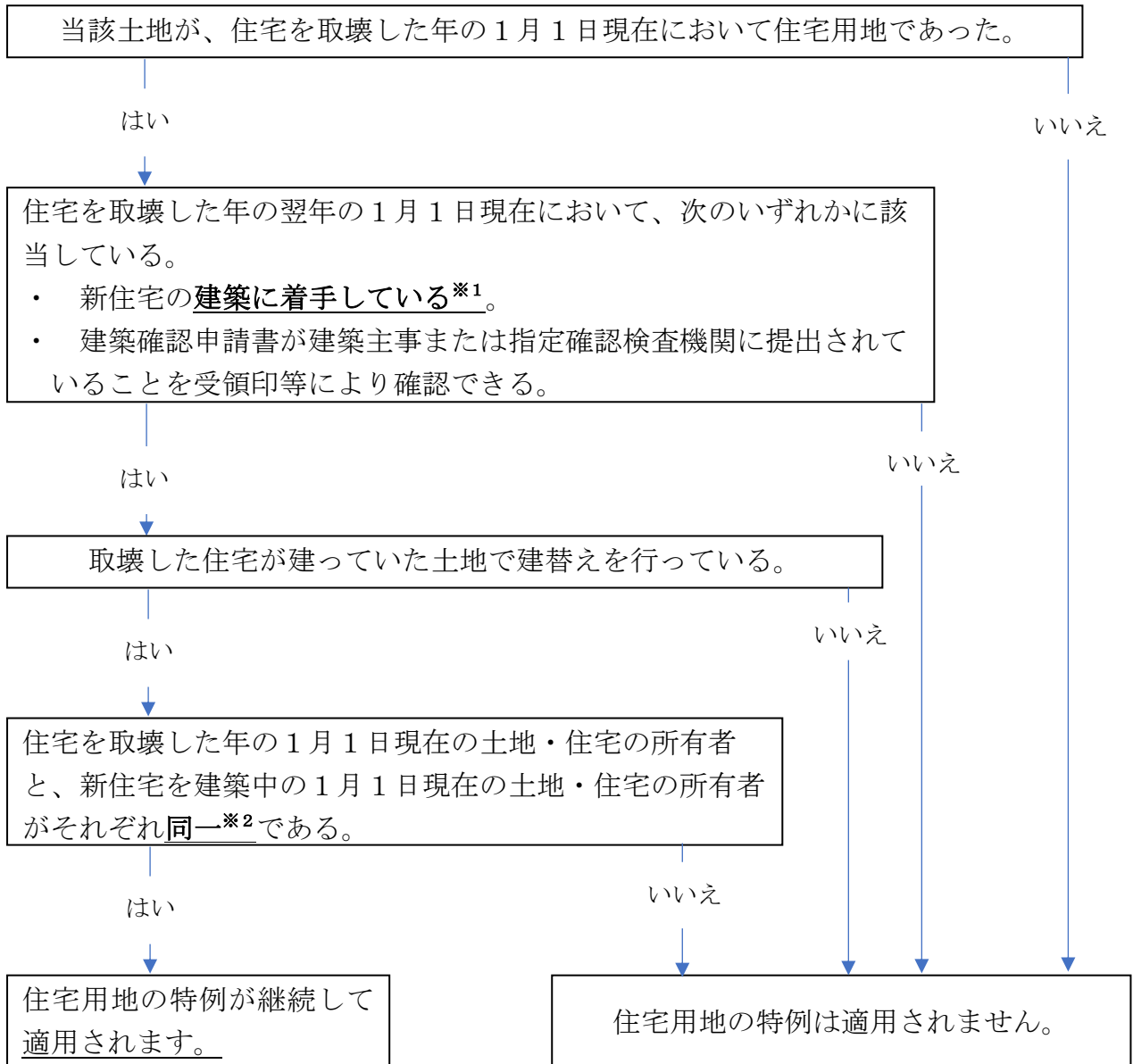


建替え特例認定要件



※1 「建築に着手している」とは、現に水盛り、遣り方、根切り等の住宅の基礎工事に着手している状態を指します。整地や地鎮祭の段階にあるものは含みません。

※2 「同一」とは、次の場合も含まれます。

前年度の賦課期日（建替え前）		当該年度の賦課期日（建替え中）	
所有者	A	⇒	1 Aの配偶者
			2 Aの直系血族
			3 Aの直系血族の配偶者
			4 AとB※の共有
			5 1～3のいずれかとB※の共有
	法人C	⇒	6 法人D（法人Cを合併した法人）

※ Bは、1～3以外の者